

通所介護及び短期入所生活介護事業所における 生活相談員の資格要件について

東京都における標記の取り扱いにつきまして以下の、2件の通知を合わせてお読みいただき、ご理解をお願いします。

- 平成28年9月15日付28福保高介第875号「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」
- 平成28年9月15日付事務連絡「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」（平成28年9月15日付28福保高介第875号）の留意事項について

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課介護事業者担当
電話 03-5321-1111
内線 33-641

28 福保高介第875号
平成28年9月15日

事業所各位

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
(公印省略)

通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力をいただきありがとうございます。

通所介護事業所及び短期入所生活介護事業所の生活相談員については、法令・通知等により資格要件が定められているところです。

生活相談員の資格要件は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されております。「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容について、東京都においては、「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」（平成25年2月14日付24福保高介第1642号）により定めてきたところです。

この度、平成28年4月1日から利用定員が19名未満の通所介護事業所が地域密着型通所介護へ移行したことや、平成27年度から区市町村において介護予防・日常生活支援総合事業が順次開始されていることを踏まえまして、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容について、別紙のとおり定めましたので、通知します。

今後とも適切な資格を有する職員の配置について、よろしくお願いいたします。

別紙

生活相談員の資格要件のうち、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的内容等

内 容	証明書类等
1 介護支援専門員 【要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者】	介護支援専門員証の写し
2 特別養護老人ホームにおいて、介護の提供に係る計画の作成に関し、1年以上（勤務日数180日以上）の実務経験を有する者 【介護の提供に係る計画の作成に関し経験のある者】	勤務先で発行する在職証明書（職務内容、在職期間が確認できるもの）
3 老人福祉施設の施設長経験者 【介護の提供に係る計画の作成や処遇等に、専門的な知識経験を有する者】	勤務先で発行する在職証明書（役職、職務内容、在職期間が確認できるもの）
4 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）の特定施設、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに係る実務経験は除く）、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスにおいて、当該事業所又は施設における介護に関する実務経験が通算で1年以上（勤務日数180日以上）あり、介護福祉士の資格を有する者 【介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者】	勤務先で発行する在職証明書（事業種別、職務内容、在職期間が確認できるもの）及び介護福祉士登録証の写し ※「介護に関する実務経験」とは、各事業所や施設において、人員基準に定められ、利用者の処遇に直接関わる職種として勤務した経験を指します。 したがって、利用者の処遇に直接関わらない、管理者業務、送迎業務、調理業務、清掃業務等については、当該実務経験には算入できません。

事 務 連 絡
平成28年9月15日

事 業 所 各 位

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

**「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」
(平成28年9月15日付28福保高介第875号)の留意事項について**

標記について、改正内容等の詳細として下記のとおり取り扱うこととします。今後とも、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有する生活相談員として、適切な資格の職員の配置について、よろしくお願いいたします。

記

1 別紙の2の「特別養護老人ホームにおいて、介護の提供に係る計画の作成」とは、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第46号）第14条に定める「入所者の処遇に関する計画」の作成を示します。

2 別紙の3の内容中の「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に定めるとおりとします。

***老人福祉法**

第5条の3 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

3 別紙の3の内容中の「施設長経験者」とは、施設長として1年以上の実務経験を有する者としします。

なお、老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設での施設長経験者（管理者）については、社会福祉施設長資格認定講習会の課程を修了した者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者としします。

4 別紙の4の内容中の通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）の特定施設、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所については、介護予防サービスによるものを含むものとしします。

5 平成21年6月1日付21福保高介第180号「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」の別紙の2の内容中の「高齢者在宅サービスセンター」とは、介護保険制度開始前において「東京都高齢者在宅サービスセンター事業実施要綱」に基づき実施されていた事業であり、当該介護の提供に係る計画の作成に関し1年以上（勤

務日数180日以上)の実務経験により、生活相談員の業務を行っている場合、引き続き「同等以上の能力を有すると認められる者」として取り扱うこととします。